

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十八条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「新法」という。）第四条第一項の規定により任命される新法第十三条第一項の教育長について適用する。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

の改正に伴い、教育委員会の委員長職が廃止されることから、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。